

## 令和5年第2回芦北町農業委員会総会議事録

○日 時：令和5年2月10日（金） 午前9時30分～午前10時30分  
場 所：芦北町役場3階大会議室

### ○農業委員

（出席：10名）

1番：中川 光春            2番：道園 浩二            3番：田口 昭広

4番：小島 政文            5番：尾上 春樹            7番：塚本 壽

8番：山田 和治            9番：寺本 眞理子        10番：井川 輝征

11番：片山 幸弘

（欠席：1名）

6番：告宮 幸一

### ○農地利用最適化推進委員

（出席：13名）

1番：本郷 昭博            2番：牧 正徳            3番：松岡 哲治

4番：矢野 解光            5番：田口 宗一            7番：宮島 正文

8番：坂口 恵美子        9番：藤井 雅史            10番：小崎 良一

11番：木川 保            13番：西村 隆            14番：草野 義雄

15番：淵上 米作

（欠席：2名）

6番：下崎 省一            12番：一川 清

### ○農業委員会事務局：4名

事務局長：梶 浩之            事務局次長：才保 親哉

係 長：大浪 和典            主 事：一本 光喜

### ○議 事

日程第1 議案第5号 農地法第3条の規定による許可申請書審議について

日程第2 議案第6号 農地法第5条の規定による許可申請書審議について

日程第3 議案第7号 農用地利用集積計画の審議について

発 言 者	要 旨
議長	<p>皆さん、おはようございます。お忙しい中に御出席いただきありがとうございます。</p> <p>只今から、令和5年第2回芦北町農業委員会総会を開会いたします。</p> <p>また、6番の〇〇委員、〇〇推進委員、〇〇推進委員から欠席報告がっておりますので、お知らせします。</p> <p>それでは、これより本日の会議を開きます。</p> <p>お手元に配布の総会日程にしたがって、会議を進めてまいります。</p> <p>本総会の議事録署名委員は、5番の〇〇委員、8番の〇〇委員に指名します。</p> <p>それでは議事に入ります。</p> <p>次に、議案第5号「農地法第3条の規定による許可申請書審議について」を議題とします。事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案書の1ページをお願いします。</p> <p>議案第5号、農地法第3条の規定による許可申請書審議について。</p> <p>農地法第3条の規定による許可申請書が下記のとおり提出されたので、本会の議決を求めるものです。</p> <p>所有権移転の部1番、申請地の詳細、譲渡人・譲受人の住所・氏名及び事由等については、記載のとおりです。</p> <p>総会資料の1ページをお願いします。申請地の位置図を載せています。</p> <p>申請地は、沖地区池尻公民館の南東側、約350mの場所になります。</p> <p>現地確認ですが、申請地は現在、デコポンが作付けされており、譲り受けた後は引き続き栽培を行い、適正に管理するということでした。</p> <p>総会資料の2ページをお願いします。</p> <p>契約の種類は贈与です。</p> <p>申請理由ですが、譲渡人は、長年譲受人が耕作管理を行っており、未登記であるため、譲渡する。譲受人は、贈与を受け、継続して柑橘栽培を行うため、譲受する。ということです。</p> <p>譲受人の経営状況ですが、記載のとおり問題ないと思われまます。判断の理由ですが、記載のとおり全ての許可要件に該当しています。</p> <p>以上のことから、総合的に見て本許可申請は許可相当であると思われまます。</p> <p>議案書に戻ります。</p> <p>2番、申請地の詳細、譲渡人・譲受人の住所・氏名及び事由等については、記</p>

	<p>載のとおりです。</p> <p>総会資料の3ページをお願いします。申請地の位置図を載せています。</p> <p>申請地は、塩浸地区公民館の東側、約260mの2筆及び北東側、約210mの1筆の合計3筆になります。</p> <p>現地確認ですが、申請地は現在、水稻が栽培されており、譲り受けた後も引き続き適正に管理するということでした。</p> <p>総会資料の4ページをお願いします。</p> <p>契約の種類は贈与です。</p> <p>申請理由ですが、譲渡人は、町外に住んでいるため譲渡する。譲受人は、譲渡人の要望もあり譲受する。ということです。</p> <p>譲受人の経営状況ですが、記載のとおり問題ないと思われます。判断の理由ですが、記載のとおり全ての許可要件に該当しています。</p> <p>以上のことから、総合的に見て本許可申請は許可相当であると思われます。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
議長	<p>事務局からの説明が終わりました。</p> <p>現地確認を担当委員にお願いしておりますので、補足説明をお願いします。</p> <p>所有権移転の部1番の案件を2番の〇〇委員にお願いします。</p>
〇〇委員	<p>7日に事務局、〇〇推進委員と現地を見てまいりました。現地は管理されており、何ら問題ないと思っておりますので、よろしくをお願いします。</p>
議長	<p>担当地区の〇〇推進委員からお願いします。</p>
〇〇推進委員	<p>事務局と〇〇委員の説明どおりです。何ら問題ないと思っておりますので、よろしくをお願いします。</p>
議長	<p>2番の案件を5番の〇〇委員にお願いします。</p>
〇〇委員	<p>7日に〇〇推進委員、事務局と確認しました。適正に管理されていて、問題ないと思っております。よろしくをお願いします。</p>
議長	<p>担当委員からの説明が終わりました。</p> <p>議案第5号について、質疑ありませんか。</p> <p>(質疑なし)</p> <p>それでは、採決を行います。異議がある委員は挙手をお願いします。</p> <p>お諮りします。</p> <p>所有権移転の部1番について、異議ありませんか。</p> <p>(異議なし)</p> <p>異議なしということですので、1番については、原案のとおり決定しました。</p>

	<p>2番について、異議ありませんか。  (異議なし)  異議なしということですので、2番については、原案のとおり決定しました。</p> <p>次に、議案第6号「農地法第5条の規定による許可申請書審議について」を議題とします。事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案書の2ページをお願いします。</p> <p>議案第6号、農地法第5条の規定による許可申請書審議について。</p> <p>農地法第5条の規定による許可申請書が下記のとおり提出されたので、本会の議決を求めるものです。</p> <p>所有権移転の部1番、申請地の詳細及び譲渡人・譲受人の住所・氏名については、記載のとおりです。</p> <p>転用目的は、植林です。なお、本案件は、追認案件で始末書が添付されています。</p> <p>総会資料の5ページをお願いします。申請地の位置図を載せています。</p> <p>申請地は、塩浸地区公民館の北東側、約400mの場所になります。</p> <p>現地確認ですが、申請地は既に植林されており、始末書が添付されています。申請地周辺は山林化しており、日照・通風等に影響はないと感じました。</p> <p>総会資料の6ページをお願いします。配置図・排水計画図を載せています。</p> <p>排水は雨水のみで、自然透水となります。</p> <p>総会資料の7ページをお願いします。農地区分図を載せています。</p> <p>農地の広がり約0.8haです。</p> <p>総会資料の8ページをお願いします。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●立地基準ですが、農地区分は農地の広がり10ha以上ないため、第2種農地(その他の農地)に該当します。</li> <li>●申請理由及び代替の可能性ですが、「申請人は、町外に居住している叔父の代わりに申請地の管理を行っており、周囲の山林化等により生産性が低下したため、10年程前に植林したが、転用申請を怠っていたことから、今回申請するもの」です。</li> </ul> <p>土地の選定及び代替の可能性ですが、転用目的が耕作条件の悪いことによる植林であるため、代替の可能性はないことを確認しております。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●一般基準ですが、記載してある判断理由のとおり、資金計画・事業計画等については、既に施工済であること。計画面積が妥当であること。周辺農地への営農条件の支障が無いことを確認しております。</li> </ul>

以上のことから、総合的に見て本許可申請は許可相当であると思われます。

議案書に戻ります。

2番、申請地の詳細及び譲渡人・譲受人の住所・氏名については、記載のとおりです。

転用目的は、個人住宅です。

総会資料の9ページをお願いします。申請地の位置図を載せています。

申請地は、小田浦バス停の南東側、約190mの場所になります。

現地確認ですが、申請地は現在、休耕地となっており、申請地周辺に農地は存在しますが、日照・通風等に影響はないと感じました。

総会資料の10ページをお願いします。配置図・排水計画図を載せています。

給水については、上水道を利用し、排水については、生活排水は合併処理浄化槽を利用し既設排水溝へ排水し、雨水は自然透水及び排水管を利用し既設排水溝へ排水する計画です。

総会資料の11ページをお願いします。農地区分図を載せています。

農地区分図ですが、農地の広がりには斜線部分の約1.8haです。

総会資料の12ページをお願いします。

●立地基準ですが、農地区分は農地の広がりが10ha以上ないため、第2種農地（その他の農地）に該当します。

●申請理由及び代替の可能性ですが、「譲受人は現在、祖父母と父と居住しているが、家が老朽化し、手狭であることから、勤務先に近い申請地に住宅を新築するため、今回申請するもの」です。

代替性については、記載のとおり検討されており、代替の可能性がないことを確認しております。

●一般基準ですが、記載してある判断理由のとおり、資金計画・事業計画等に問題ないこと。計画面積が妥当であること。周辺農地への営農条件の支障が無いことを確認しております。

以上のことから、総合的に見て本許可申請は許可相当であると思われます。

議案書に戻ります。

3番、申請地の詳細及び譲渡人・譲受人の住所・氏名については、記載のとおりです。

転用目的は、個人住宅です。

総会資料の13ページをお願いします。申請地の位置図を載せています。

	<p>申請地は、豊岡バス停の南東側、約160mの場所になります。</p> <p>現地確認ですが、申請地は現在、休耕地となっており、申請地周辺に農地は存在しますが、譲受人の父が所有する農地であり、日照・通風等に影響はないと感じました。</p> <p>総会資料の14ページをお願いします。配置図・排水計画図を載せています。</p> <p>給水については、地区の簡易水道を利用し、排水については、下水道を利用、雨水は自然透水及び排水管を利用し既設排水溝へ排水する計画です。</p> <p>総会資料の15ページをお願いします。農地区分図を載せています。</p> <p>農地区分図ですが、農地の広がりには斜線部分の約2.5haです。</p> <p>総会資料の16ページをお願いします。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●立地基準ですが、農地区分は農地の広がり10ha以上ないため、第2種農地（その他の農地）に該当します。</li> <li>●申請理由及び代替の可能性ですが、「譲受人は現在、町営住宅に居住しているが、手狭であることから、申請地を父から譲り受け、住宅を新築するため、今回申請するもの」です。</li> </ul> <p>代替性については、記載のとおり検討されており、代替の可能性がないことを確認しております。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●一般基準ですが、記載してある判断理由のとおり、資金計画・事業計画等に問題ないこと。計画面積が妥当であること。周辺農地への営農条件の支障が無いことを確認しております。</li> </ul> <p>以上のことから、総合的に見て本許可申請は許可相当であると思われます。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
議長	<p>事務局からの説明が終わりました。</p> <p>現地確認を担当委員にお願いしておりますので、補足説明をお願いします。</p> <p>所有権移転の部1番の案件を5番の〇〇委員をお願いします。</p>
〇〇委員	<p>7日に〇〇推進委員、事務局と現地を見ましたけれども、既に植林をしてありました。周りも山林化しておりますので、日照・通風等には問題ないと思います。よろしくをお願いします。</p>
議長	<p>2番の案件を1番の〇〇委員をお願いします。</p>
〇〇委員	<p>7日に〇〇推進委員、事務局と現地確認に行きました。事務局の説明どおりです。異常はないと思います。</p>
議長	<p>担当地区の〇〇推進委員からお願いします。</p>

〇〇推進委員	〇〇委員の言われたとおりです。何も異常はないと思いますので、よろしく お願いします。
議長	3番の案件を4番の〇〇委員にお願いします。
〇〇委員	7日に事務局、〇〇推進委員と見てまいりました。何ら問題ないと思います ので、よろしくお願いします。
議長	担当地区の〇〇推進委員からお願いします。
〇〇推進委員	〇〇委員と事務局の説明とおりです。何ら問題ありませんので、よろしくお 願いします。
議長	担当委員からの説明が終わりました。 議案第6号について、質疑ありませんか。 (質疑なし) それでは、採決を行います。異議がある委員は挙手をお願いします。 お諮りします。 所有権移転の部1番について、異議ありませんか。 (異議なし) 異議なしということですので、1番については、原案のとおり決定しました。 2番について、異議ありませんか。 (異議なし) 異議なしということですので、2番については、原案のとおり決定しました。 3番について、異議ありませんか。 (異議なし) 異議なしということですので、3番については、原案のとおり決定しました。  次に、議案第7号「農用地利用集積計画の審議について」を議題とします。 事務局より説明をお願いします。
事務局	議案書の3ページをお願いします。 議案第7号、農用地利用集積計画の審議について。 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、下記のとおり農用地 利用集積計画が芦北町長から提出されたので、本会の意見決定を求めるもので す。 賃貸借権設定の部1番、利用権設定地及び利用権設定者の住所・氏名は記載 のとおりです。耕作する作目は水稻で、設定期間は新規設定の10年間です。 賃借料等は備考欄のとおりです。

	<p>所有権移転の部1番、所有権移転地及び所有権移転者の住所・氏名は記載のとおりです。耕作する作目は水稻で、売買価格は備考欄のとおりです。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
議長	<p>事務局からの説明が終わりました。</p> <p>議案第7号について、質疑ありませんか。</p> <p>(質疑なし)</p> <p>それでは、採決を行います。異議がある委員は挙手をお願いします。</p> <p>お諮りします。</p> <p>賃貸借権設定の部1番について、異議ありませんか。</p> <p>(異議なし)</p> <p>異議なしということですので、1番については、原案のとおり決定しました。</p> <p>所有権移転の部1番について、異議ありませんか。</p> <p>(異議なし)</p> <p>異議なしということですので、1番については、原案のとおり決定しました。</p> <p>これで、本日の農業委員会総会を閉会します。</p>